

## 事業者の皆様へ

平成25年度より、総合評価方式で発注する建設工事案件のうち、労働者の賃金の支払状況等雇用状況进行评估する評価項目を取り入れた総合評価方式を試行的に導入しておりますが、その概要につきましては以下のとおりとなりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

### 1.目的

近年、公共投資が減少している中で受注をめぐる価格競争が激化し、公共工事におきましても従事する労働者の低賃金等労働環境の悪化が工事の品質低下を招くのではとの懸念が論じられております。

このような社会情勢の中、労働者の賃金等労働条件の確保に向けた企業の取組みも評価の対象とすることで、事業の適正な履行と品質確保につながるものとして試行的に実施するものです。

### 2.評価項目

企業の信頼性・社会性という観点で、雇用状況の確認に係る評価項目を以下のとおりとします。

#### (1) 労働者への賃金支払状況

対象工事に係る職種に支払われる賃金が、公共工事設計労務単価に対しどの程度の割合で支払われるものかを評価します。

評価基準	評価点
公共工事設計労務単価の97%以上を確保する	2点
公共工事設計労務単価の86%~96%を確保する	1点
公共工事設計労務単価の85%を確保する	0点
公共工事設計労務単価の85%未満を確保する	-1点

①入札参加者は、技術資料提出の際、あらかじめ対象工事に係る職種に支払われる賃金の予定額を提出していただきます。

当該賃金がどのくらいの水準で支払われる予定かを確認のうえ評価点が付与されます。

②受注者は、当該職種の労働者に支払われた実際の賃金から当該職種の「1日当たりの平均支払賃金」を算出し、労働者の賃金台帳等とともに提出していただきます。

③発注者は、その金額をもって選択した評価基準を満たしているかを確認し、満たしていなければ、対象工事の工事成績を減点する等の対応となります。

## (2) 地元業者の請負

自社及び地元下請業者がどの程度の割合で施工を請負うものかを評価します。

評価基準	評価点
自社施工及び地元業者への下請金額が占める割合が50%以上	1点
その他（ %以上）	0点

①全ての下請契約を対象とし、割合は請負金額から市外業者への下請金額の総額を除いた額を請負金額で除して算出します。

②受注者が提出する下請契約の請負契約書等の資料をもって選択した評価基準を満たしているか確認をします。

## (3) 労働福祉の状況

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の労働福祉の状況の評価をします。

評価基準	評価点
経営事項審査の労働福祉の状況で30点以上である	1点
経営事項審査の労働福祉の状況で30点未満である	0点

入札参加者は、技術資料提出の際、当該通知書も提出するものとし、これをもって選択した評価基準を満たしているか確認のうえ評価点が付与されます。

## (4) その他

### ア. 若年技術職員の育成及び確保の状況

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の評価をします。

評価基準	評価点
経営事項審査の「若年技術職員の継続的な育成及び確保」、「新規若年技術職員の育成及び確保」のいずれかの項目に該当がある	1点
経営事項審査の「若年技術職員の継続的な育成及び確保」、「新規若年技術職員の育成及び確保」のいずれの項目も非該当である	0点

### イ. OHSAS または ISO 認証取得の状況

労働安全衛生に関するマネジメントシステムである OHSAS18001 または ISO 45001 の取得状況の評価をします。

評価基準	評価点
OHSAS18001 または ISO45001 を取得している	1点
OHSAS18001 または ISO45001 を取得していない	0点

### 3.対象工事

総合評価方式による一般競争入札のうち、工種や規模、職種の幅を考慮しながら数件を予定します。